平成 31 年度利根町住民協働事業(住民提案型事業)の募集のお知らせ

住民協働事業とは

これまでは、「公共サービスは行政が提案するもの」といった考え方がありました。もちろん、 行政が提案していかなくてはならない公共サービスもありますが、住民一人ひとりの思いを形 にし、さまざまな地域の課題などに対応できる住民が主体となった、公共サービス提供の仕組 みづくりも必要です。

この制度は、公共的な課題の解決もしくは地域の活性化につながる事業で、「自分たちなら このような方法で、より良いサービスが提供できる」といった住民の皆さまから企画立案して いただく「住民提案型事業」、町が特定の課題などを提案したものに、住民の皆さまが企画立 案して取り組んでいただく「行政提案型事業」の2種類の提案型事業をいいます。

(平成 30 年度)

過去に補助対象となった事業

(平成27年度~平成29年度)

(平成28年度~平成30年度)

●「布川-茶俳句大会」

●「利根町さくらまつり」

●「桜づつみ保存事業」

今回募集する事業は、「住民提案型事業」になります。提案内容については、ご自由に応募してください。

補助対象事業

公共性・必要性…公共的・公益的な事業で、公共サー ビスの向上や地域の課題に対する解 決を図るために必要な事業

先駆性・発展性…工夫やアイディアがあり、新しい視 点からの取り組みで、発展性や普及 性のある事業

協働の効果・住民満足度…協働の事業を実現すること により、相乗効果や波及効 果が期待でき、また、住民 の満足度が得られる事業

実現性・実施前提…提案団体が計画書どおりに実現す ることが可能な事業

※上記の要件を全て備えた事業が対象となります。

補助対象経費

事業対する補助対象経費は、「報償費」・「人件費」・「旅 費」・「印刷製本費」・「食糧費」・「通信運搬費」・「保険料」・ 「使用料及び賃借料」・「業務委託料」・「その他」となります。 ただし、各項目において内容により対象外になる経費も ありますのでご注意ください。

募集要項

事業実施期間 平成31年4月~平成32年3月末日まで

補助金

最高 30 万円/1事業

応募団体の要件

次の要件をすべて満たしている団体に限ります。

①主たる活動の場が町内にあること。

- ②5人以上の構成員を有し、その過半数が町内に 在住・在勤または在学している方であること。
- ③団体の代表者および運営について、会則などで 定められていること。

※団体とは、「町民活動団体」住民が自由な意思で集 まり、自ら立てた規範に従って町民活動を行う団体 であり、行政区や自治会などの一定地域に居住して いる人々の集団は除きます。

募集期間

9月10日(月)~10月10日(水)

提出書類 および方法

- ①利根町住民協働事業提案書
- ②事業計画書(その1・その2)
- ③事業収支予算書
- ④団体の概要および活動実績調書
- ⑤会員名簿
- 上記書類を企画課へ持参もしくは郵送(書留)
- ※詳細については「平成31年度利根町住民協働事業 応募要領」をご覧ください。
- ※「応募要領」および「申請書類一式」は役場企画課 で配布しています。また、町公式ホームページからも ダウンロードできます。



※審査基準については、補助対象要件である公共性、発展性、協働の効果、住民満足度など 10 項目を採点し審査を行います。 **問い合わせ先** 役場企画課 まちづくり推進係 ☎68-2211 (内線226)

写真展名 第36回利根写楽会写真展 第11回大好き利根町写真展 写真愛好家の皆さまが撮影した、利 根町の風景・イベント・暮らしのひ 利根写楽会会員 37 名の日ごろの 要 とコマや、ご自慢の写真などを展示 活動成果 70 点程度を展示します。 します。 9月27日(木)~10月3日(水) ※土・日曜日も開催します。 会 期 午前9時~午後5時(最終日は午後3時まで) 場 会 利根町役場 1階 イベントホール 利根町役場 1階 多目的ホール 利根写楽会代表 荒井 照雄 利根町役場 企画課 お問い合わせ先 ☎ 68-2211 (内線226) **268-6086**

- 運営の 村根写楽会のして同時開催-協働

平成30年度

大好會 利 根 斯 罗莱隆

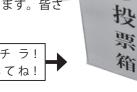
大好き利根町写真展(利根町主催)では来場者投票を実施します!!

大好き利根町写真展開催中の投票受付期間に、来場者投票を実施します。会場に設置してある投票用 紙に必要事項を記入のうえ投票してください。投票できる作品は5点までとなっています。皆さまの 投票により優秀作品を決定します。

投票していただいた方の中から抽選で10名様に、「大好き利根町大賞」に選ばれた作品のオリジナ ル切手シートをプレゼントいたします。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。皆さ まのご来場を心よりお待ちしています。

投票受付期間 $9_{\rm H} 27_{\rm H} ({\rm th}) \sim 10_{\rm H} 1_{\rm H} ({\rm H})$

投票箱はコチラ! たくさん投票してね!



平成 30 年

住宅・土地統計調査にご協力ください。

住宅・土地統計調査はこんな調査です!

住宅・土地統計調査は、「統計法」に基づいた基幹統計調 査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は15回目の 調査に当たります。

この調査は、統計上の定められた方法により無作為に抽 出された全国約370万世帯の方々を対象とした大規模な調 査で、町では約1,500世帯が対象となります。

茨城県知事が任命した調査員が、町内から選定された住 宅などに訪問し、調査票の配布・回収を行いますので、調 **査票のご記入・ご提出をお願いします。**

統計調査員を装った「かたり調査」にご注意ください。

調査対象となった世帯へは、9月ごろ、調査員が訪問 し調査票の配布および記入・提出のお願いをいたします。 住宅・土地統計調査の調査員は、茨城県知事によって任 命された地方公務員で「調査員証」を必ず携行しています。 回答は、配布された調査票へ記入し、郵送により提出 いただくか、インターネットにより回答(オンライン調査) する方法があります。

調査の概要

①住宅・敷地の広さや所有の関係

②居住している世帯に関すること 調査目的

③住まいの設備状況や住環境に関すること

などを全国・地域別に明らかにすることを目的とします。

10月1日(月) 調査日

統計上の定められた方法により無作為に抽出された世帯 調査対象

全国約 370 万世帯 (利根町約 1,500 世帯)

調査員が直接、選定された世帯に調査票を配布・回収 <mark>調査方法</mark>(回収につきましては、郵送およびインターネットによ る回答方法があります。)

> 統計法の基幹統計調査(総務省所管)として、住宅・土 地統計調査規則に基づき実施

調査根拠 ※統計法(平成19年法律第53号)

※住宅・土地統計調査規則(昭和 57 年総理府令第 41 号)

調査結果
インターネットで公表結果がご覧になれます。

の公表 (平成31年4月ごろから順次公表されます。)

調査結果 国や地方公共団体の各種行政施策、国民経済計算の推計、 白書などにおける分析、学術研究等に利用されます。 の利用

問い合わせ先 役場企画課 情報統計係

☎68-2211 (内線228)

平成 30 年 9 月 (No.654) 平成 30 年 9 月 (No.654)